

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和7年度第4四半期）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	W T O
1	令和7年度執行予定 衆議院議員総選挙等事務用タクシー 借上(単価契約)	その他	関西ハイタク事業協同組合	1,104,000	令和8年2月4日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度執行予定 衆議院議員総選挙等事務用タクシー 借上（単価契約）

2 契約の相手方

関西ハイタク事業協同組合

3 随意契約理由

衆議院議員総選挙の執行に伴う、職員の移送や各種物品等の送致については、投開票の時刻が法令により厳格に決められており、指定時刻までに迅速に送致・移送しなければならないため、タクシーを利用する必要がある。その際、同時刻に複数の出発地から目的地へ移動するため相当台数のタクシーが必要となるが、タクシー事業者の無線等による配車によった場合、指定時刻に確実に必要台数のタクシーを配車できないおそれがあることから、あらかじめ配車時刻・台数を定めて借上契約を締結しなければならない。

なお、タクシー料金は、道路運送法第9条の規定に基づき運賃を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとされており、価格競争になじまないものである。

上記事業者は、大阪市域を中心に多くの加盟車両を抱える事業協同組合であり、必要台数のタクシーを確実に確保することができることから、上記事業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 総務課（電話番号 06-6308-9625）